

水道料金等 ネットワークシステム 導入のお知らせ

問い合わせ

東京都水道局多摩水道改革推進本部
調整部業務指導課
042-527-3308、3333-1
町田市水道部業務課
721-3211

市水道部では、平成17年1月か
ら、より一層のお客さまサービ
スの向上を目指して、新たな「水道
料金等ネットワークシステム」を
導入し業務を行うことになりまし
た。

これに伴い、お客さま番号及び
口座振替日等が以下のとおり変更
となるほか、「ご使用量のお知らせ」
が新しくなります。

なお、検針の際には、検針用携
帯パソコンを使用します。
ご理解とご協力をよろしくお願い
します。

《変更となる点》
お客さま番号が変わります
新お客さま番号は、検針時にお
配りした「ご使用量のお知らせ」
の表面に印字してあります。
「ご使用量のお知らせ」が新し
くなります

平成17年1月以降の検針から新
しいお知らせ票により、「ご使用
量」や新たに「今回料金」を同時
にお知らせします。

料金請求が早まります
納入通知書扱いのお客さまは、
料金の請求がこれまでより数日早
くなります。「ご理解をお願いしま
す」(検針日の翌日から約3日後
《土・日曜日、祝日等を除く》3営
業日後)に「納入通知書」を送付
します。

口座振替をご利用されているお
客さまへ
口座振替日が変わります
振替日は、検針日からおおむね
12営業日後の偶数日(金融機関営
業日)になります。

なお、平成17年1月以降は、
「ご使用量のお知らせ」により、
前回料金の「振替済金額」のほか
に今回料金の「口座振替予定日」
もお知らせします。

振替日の標準的な日程は、下表
のとおりです。
・口座振替日指定サービスの利
用ができます。

メータ 検針日	口座振替日	メータ 検針日	口座振替日
1日	16日(当月)	13日	30日(当月)
2日	18日(当月)	15日	30日(翌月)
4日	18日(当月)	17日	2日(翌月)
5日	22日(当月)	18日	6日(翌月)
7日	22日(当月)	20日	8日(翌月)
9日	24日(当月)	22日	8日(翌月)
10日	28日(当月)	24日	12日(翌月)
12日	28日(当月)		

上記の振替日は標準的な日程です。休日等の
関係で変更となる場合があります。

水道料金改定のお知らせ

平成17年1月分の料金(ご使用
期間に平成17年1月1日以降の日
を含むもの)から、水道料金を改
定しました。

今回は、稲の収穫後にできる藁
(わら)や、粉殻(もみがら)、
糠(ぬか)も無駄なく利用しよ
うと行われたもので、町田市農
業委員の方11人の力を借りて子
どもたちは作業に熱中していま
した。

町田第四小学校5年生がわら細工に挑戦 「体験学習が物を大切に育てます」



11月18日、町田第四小学校(松
井和夫校長)の5年生95人は、し
め縄、わらじ、むしろ、お飾りな
どのわら細工を体験しました。

5年生は、4月から総合的な学
習の時間で米づくりを行ってきま
した。これまで、市内の農家の方
や町田JA(農協)の協力のもと、
田んぼの土づくりから田植
え、害虫駆除、稲刈り、精米など
一連の作業を通して米づくりの大
変さ、収穫の喜び、米の大切さを
学んできました。

新水道料金表(1か月)

【計算式】(基本料金+従量料金の合計額)×1.05

(注)1円未満の端数は切り捨てます。

呼び径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)								
		1m ³ 5m ³	6m ³ 10m ³	11m ³ 20m ³	21m ³ 30m ³	31m ³ 50m ³	51m ³ 100m ³	101m ³ 200m ³	201m ³ 1000m ³	1001m ³ 以上
13mm	860円									
20mm	1,170円	0円	22円	128円	163円	202円	213円	298円	372円	404円
25mm	1,460円									
30mm	3,435円									
40mm	6,865円									
50mm	20,720円									
75mm	45,623円									
100mm	94,568円									
150mm	159,094円									
200mm	349,434円									
250mm	480,135円									
300mm以上	816,145円									
公衆浴場用	30mmまでは一般用と同じ、40mm以上は6,865円	0円	22円							109円

この料金表は、平成17年1月1日から適用します。
新料金と旧料金の両方の料金が適用される期間の料金は、新料金と旧料金の適用さ
れる日数に応じて、日割計算により算出します。
下水道料金は変更ありません。

定します。
今回の改定により、料金を平均
1.3%(口座割引制度と併せた
場合は平均2.2%)引き下げま
す。
今後とも、より信頼される水道
事業を目指して、お客さまサー
ビスに努めてまいりますので、ご理
解をお願いします。

《共同住宅扱いの適用を受け
ているお客さまへ》
2か月の場合の割引額は次のよ
うになります(1円未満の端数は
切り上げます)。
50円×2か月×世帯数×1.05
= 割引額(消費税相当額を含む)
《口座振替の申込方法》
納入通知書裏面に記載されてい
る金融機関、郵便局または、水道
部業務課の窓口で、通帳・印鑑・
お客さま番号のわかるものをご持
参のうえ、お申し込み下さい。
すでに、口座振替をご利用され
ているお客さまは、特に手続きを
しなくても割引が適用されます。
口座振替申し込み後でも、手続
きが完了するまでは、納入通知書
によりお支払いいただく場合があ
ります。

本紙5月11日号でお知らせしま
した本条例は、6月議会で可決さ
れ、6月30日に公布されました。
本条例は宅地開発事業における公
共公益施設の整備基準や手続きを
定めることにより安全で良好な街
づくりの実現を目指すものです。
現在、この条例に基づく規則を作
成しており、12月20日に施行の予
定です。

「町田市宅地開発事業に関する条例」が施行されます

本条例が適用される事業(都市
計画法第29条第1項の許可が必要
な開発行為及び宅地造成等規制法
第8条第1項の許可が必要な宅地
造成のうち造成面積が500m²を
超えるもの)につきましては、右
の基準により公共公益施設の整
備等が義務づけられます。また、
本条例ではこのほか、標識の設置
や近隣住民への説明、事業計画の
公開(閲覧)の手続き等を定めて
います。
本条例については、詳しくお知り
になりたい方は、開発指導課(中
町第3庁舎 ☎709・0562)へ
お問い合わせ下さい。

公共公益施設の整備基準等 (主なもの、*印の規定は都市計画法に基づく)

種別	基準の概要
道路	*新設道路の幅員 小区間における幅員の最低限度 延長35m以下の場合 4.5m 35mを超え120m以下の場合 5.0m 120mを超える場合 6.0m
	事業区域に接する道路の拡幅 既存道路の中心から拡幅幅を2.0m(宅地造成)、 3.0m(開発行為)で規定
	接続先道路 開発規模に応じた幅員の確保を規定
*公園・緑地・広場	開発面積3000m ² 以上の場合、同面積の6%以上を1か所当たり面積180m ² 以上で整備、原則平坦とし、やむを得ない場合でも開発面積の3%以上の区域は平坦でなければならないことなどを規定
ごみ集積所	戸数9戸以上の場合に設置することなどを規定
集会所用地	戸数100戸以上の場合に設置し、1戸当たり1m ² を基準とすることなどを規定
その他	下水道施設、雨水流出抑制施設、消防水利・防災施設、交通安全施設、学校用地、街路灯について規定
*最低敷地規模	開発面積 1000m ² 未満 120m ² 1000m ² 以上3000m ² 未満 125m ² 3000m ² 以上 130m ²
	上記以外の地域 100m ²

(注)宅地造成に係る事業については事業区域に接する道路の拡幅以外の道路の基準と公園・緑地・広場の基準は適用されません。



町田に静かな空を返せ

航空機騒音の解消を
厚木基地
騒音対策協議会開催

国等に要請

11月25日に厚木基地騒音対策協
議会が都道府県会館で開催され、
寺田市長が出席しました。
厚木基地騒音対策協議会は、厚
木基地における夜間連続離発着訓
練(NLP)等による航空機騒音
に関し、神奈川県及び基地周辺7
市(横浜市、藤沢市、相模原市、
大和市、海老名市、座間市、綾瀬
市)の行政及び議会関係者が相互
の連絡、協調を密に密にして、騒音問
題の解消に向けて実効性のある運
動を進めることを目的に設置され
た組織で、米軍や日本政府への要
請行動等を行っています。
総会終了後、市長も県知事や各
企画調整課 ☎724・2103
お問い合わせ

市長、議会議長とともに外務省
防衛庁、防衛施設庁を訪れ、NLP
やその直前に集中的に行われる
飛行訓練等による騒音問題の抜本
的な解決を求める内容の要望書を
手渡しました。
市では、機会があるごとに、米
軍及び日本政府に対して要請を行
っているところですが、今後も引
き続き、東京都、神奈川県や基地
周辺各市とともに、航空機騒音の
防止対策等について粘り強く要請
していきます。